

### 第3回多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会議事録

- 日時 令和2年11月12日（木）18：00～20：00
- 場所 多摩市役所 301・302会議室
- 出席者 松下委員（委員長）、木下委員（副委員長）、小田川委員、吉永委員、池田委員、権藤委員、原田委員、石井委員、榊委員、立山委員、中村委員、奈和良委員、元井委員、佐々木委員、高木委員、吉田委員

#### 1 開会

- 【委員長】 第3回子ども・若者総合支援条例検討委員会を始めさせていただきます。  
今回はグループワークを行っていただきます。前回は、条例の前文や目的、基本理念の部分を話し合いましたので、今回は、条例に盛り込みたい言葉や文章など、中身について話し合ってください。  
それでは、事務局から資料の確認をお願いします。

- 【事務局】 （資料説明）  
なお、資料3-3、「多摩市子ども・子育て・若者プランについての委員質問一覧」への回答は、次回の会議にて回答予定です。事務局からの確認は以上となります。

- 【委員長】 では、委員提供資料としてお渡ししている「まちづくりの定義」について説明させていただきます。  
平仮名表記の「まちづくり」は、法律用語であり、現在、19の法律にまちづくりという言葉を使用しています。漢字表記の「街づくり」は、法律用語ではありません。「まちづくり」は、議員立法ではよく使用されますが、定義はされていません。  
一番「まちづくり」を多用しているのはNPO法です。NPOの活動要件の1つに、まちづくりの活動の推進があります。地域にとって重要な活動はまちづくりと表現できるため、広い概念として捉えられます。それが法律用語としての使い方であり、ポイントとなります。  
また、条例にも使用されており、例えば、大田区の「地域力を生かした大

田区まちづくり条例」では、「生活の拠点として誰でも安心して暮らせるまち、災害に強いまち、活力あふれる経済活動や多彩な交流が生まれる豊かなまち、地域を構成するさまざまな人々が共に支え合う優しさが広がるまち、地域の歴史と文化を継承するまち、水や緑などの自然環境を大切にすまちの実現に向けて互いに連携し、協働して地域のまちづくりに取り組むこと」がまちづくりの基本理念と定めています。ここでも広い概念であるということがポイントとなります。

漢字表記の「街（まち）」は、ハード面での街づくり（建物や道路を整備すること）を示します。こちらの主体は役所です。平仮名の場合は、ソフト面を意味し、思いやりや安全などの意味を含んだ「まち」と言われています。

代表的な定義として、「地域社会に存在する資源を基礎として、多様な主体が連携・協力して身近な居住環境を漸進的に改善し、まちの活力と魅力を高め、『生活の質の向上』を実現するための一連の持続的な活動」と定められています。

子ども・若者を当てはめて考えた場合、子ども・若者1人1人が幸せに暮らせる地域社会をつくるために、役所だけでなく、地域、NPO、学校が持つ資源を活用し、当事者性をもって、子ども・若者と相互に交流、連携、協力していくことで、子ども・若者たちが大人になっていくのではないかと考えています。

本条例で言えば、定義の部分であり、今後の議論となると思います。

個人的には、「まちづくり」を具体的に定義するのは困難な作業なため、広い意味として捉えた方が良いと考えています。以上が、まちづくりについての説明となります。

次に、委員提供資料のESD啓発資料について説明をお願いします。

**【委員】** 前回会議で、子どもみらい会議についてお話ししましたので、その関連資料として、説明させていただきます。

多摩市の小中学校では、2009年から「2050年の大人づくり」をスローガンに掲げ、持続可能な社会づくりの担い手を育成する教育（ESD教育）を行っており、2015年からは多摩市子どもみらい会議を開催しています。

毎年、会議のテーマを設定し、話し合います。昨年度は、「2030年の多摩市が誰もが住みやすく過ごせるまちになるために」というテーマで、5校が検討しました。そのテーマに対して、「地域や自然とのかかわりを大切にし、それを行動にうつすことで、多摩市を住み続けられるまちにしよう」という提言がされています。チラシ裏面に、第5回までの提言を記載していますのでご覧ください。また、実践事例など具体的な内容を記載した冊子を教育委員会から各校に配布しています。

本会議には毎回、様々な団体にご協力いただき、多摩市の地域、企業、行政が連携して子どもたちの教育を支えていただけていますが、この提言がどこまでどのように生かされているかということについては未だ確実なものにはなっていません。説明は以上となります。

**【委員長】** 今後の制度を考える上でこのような取組があるということは、裏付けの1つになると思います。

**【委員】** 可能であれば、この提言を生かしていただく組織または基盤となる考え方ができると一番良いと思います。

**【委員長】** 子どもたちからの提言を受けて、市の具体的施策に落とす仕組みをつくるなど展開していくと良いのではないかと思います。

**【副委員長】** 現状ではその提言はどう扱われているのでしょうか。

**【委員】** 提言の具体的な取り扱われ方までは、追跡していません。

**【副委員長】** 子どもみらい会議の内容をまとめた冊子は関係する部署などに共有していますか。

**【委員】** 各学校には配布しています。

【事務局】 市役所内では、子どもみらい会議のテーマや提言について共有はしていますが、そこから具体的な施策に落とし込むところまでは行っていないかもしれません。

【委員】 PDFなどで冊子の資料データを全員に送っていただきたいです。

【副委員長】 インターネット上で見ることができますか。

【委員】 冊子は、子どもの顔が見える箇所もあるのでインターネット上で公開するのは難しい部分もあると思います。

【副委員長】 写真の掲載は難しいと思いますが、テーマや提言はインターネット上に公開していないのでしょうか。

【委員】 インターネット上では公開していません。

【事務局】 冊子の共有方法については、事務局で確認して対応いたします。

## 2 条例に盛り込むべき文言について意見交換（グループワーク）

【委員長】 本日はグループに分かれ、条例に盛り込むべき文言について議論して頂きたいと思います。

実際の条例に盛り込むかどうかは別として、沢山出していただいた意見の中から良いものを拾っていきたいと思います。

まず、グループワークの進め方について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 ○グループワークの説明

**目的**：条例に盛り込みたい言葉や文章についてグループで話し合い、その結果を全体で共有し条例の検討材料とすること。

**手法**：(1) 条例に盛り込みたい言葉や文章について意見を出し合い、(2) 用意している付箋（意見1つにつき1枚）に書きこみ、(3) 付箋の意見を①理念・考え方、②施策・手法、③組織・体制、④その他、の4つのカテゴリーに分け、(4) グループごとに、発表する。

グループワークは50分間を予定しています。

【委員長】 前回の意見も踏まえ、意見を出していただき、その結果を条例の内容に繋げていければと思います。では、始めましょう。

（グループワーク 50分）

【委員長】 時間になりましたので、各グループ3分で発表をお願いします。

【Bグループ】 私たちのグループでは、子どもたちには創造力を持ってほしいという話になりました。今の子どもたちは失敗したくない思いを強く持っているように感じます。失敗しても良いと思えるように、理念や施策の中に盛り込みたいです。また、「わくわく・ドキドキ」などの言葉を使用するなど、子どもたちの世代にマッチした表現ができればと思います。

併せて、創造力を持ってもらうため、子どもたちの興味を引き出したいです。1から10をつくりあげることが得意とする世代が多い中、0から始め

ることを楽しめるよう、本条例の施策や手法に盛り込みたいと、話が盛り上がりました。

【Cグループ】 私たちの議論の中では、軽度の発達障がいを持ち、生きづらさを抱えている子どもたち、若者のことが話題にあがりました。その事実を大学に入って初めて気づき、自分は何か他の人とは違うのではないかと悩み、挫折してしまうケースが多々あるので、早い段階から全ての方が障がいへの知識を得て、障がいをマイナスなイメージで捉えず、一個性として捉え、支えていける仕組みづくりや考え方、理念があると良いのではないかとという話になりました。

【Dグループ】 理念の部分では、健全な意思決定や人格形成の向上、生まれた環境に左右されずにチャレンジするなど、非常に盛り上がりました。施策の部分では、合計特殊出生率を2割アップしたいと、何年後か、何十年後か分からない、無謀な数ですが、議論が盛り上がりました。

また、人格形成を高めていくことで、人格形成ができるまちとして多摩市のセールスポイントになるのではないかと話が盛り上がりました。

【Aグループ】 私たちのグループでは、理念として子どもの権利を守ることを第一と考え、子どもの権利を中心に考えることにしました。幼い頃から存在を大切にしてもらい、自己肯定感を持ち、問題解決力が身につくよう支えられることによって、将来的に若者になり、大人になり切れ目ない支援を全体的に行えるようになるのではないかと話し合いました。

施策と手法の部分では、子どもにやさしいまちづくりということをキーワードに、どのようなことが可能か意見を出し合いました。子どもたちは社会の中では意見も通りにくいため、子どもたちが一番住みやすく、ずっと住んでいきたいと思えるまちづくりが結果的に全ての方にとってやさしいまちになるのではないかと話をしました。

また、組織と体制については、様々な機関が連携することが大切だという話になりました。また、子どもたちに対してしっかり情報を提供し、意

見を受け取り、その意見を施策に反映していくことで、子どもたちもさらに、積極的に関わっていこうという気持ちになるのではと話し、条例に盛り込みたいと話が盛り上がりました。

**【委員長】** 本日は条例の体系が少し見え、盛り込むべき中身や、大事なこと、基本理念に通じるものも幾つか出てきましたね。

事務局に、本日出た意見を整理してもらい、うまく条例に生かせるようにしていきたいと思います。

Aグループの発言にもあったように、基礎となる部分があるかが非常に大事で、そこから施策などへ派生していく考え方はヒントになったと思います。各グループ盛り上がったようで、非常によかったです。

**【事務局】** 書いていただいた付箋は事務局の方で回収・整理し、一覧表などを作成し、次回、皆様と共有できるよう致します。

### 3 子ども・若者意見収集手法について（進捗報告）

**【委員長】** 次に、子ども・若者意見収集方法の進捗報告について、事務局からお願いします。

**【事務局】** （資料について説明）

**【委員長】** 若者オンラインワークショップについては、委員の方に進行役をお願いできればと思い、事務局から、声を掛けさせていただきますので、ご協力の程、宜しくお願い致します。

では、この意見収集手法について御質問、御意見ございましたらお願いします。

**【副委員長】** ヒアリングの進行はどなたが行う予定ですか。

**【事務局】** 事務局職員が行う予定です。

【副委員長】 いきなり質問するのではなく、打ち解けやすい話題を振るなどの工夫を考えると良いと思います。

例えば、条例に絡めて、「普段、市に対して思っていることを発言する機会があるのか。」また、「市内には学校や部活以外で居場所はあるのか、ある場合、どういった場所を利用するのか。愛着のある場所は市内にあるのか。」など、回答しやすい質問から始めていくことが望ましいと思います。時間の都合が合えば、私も同席を希望します。

【委員長】 ありがとうございます。

【副委員長】 若者オンラインワークショップは、「多摩市若者会議」とは別のものですか。

【委員】 似たような手法にはなるとは思いますが、まったく別のものです。

【副委員長】 どなたがワークショップの仕切りを行うのでしょうか。

【委員長】 運営はM i c h i L a bに依頼し、ワークショップの内容は私と事務局で検討する予定です。その際にも、先程、ご指摘があったように、いきなり本題に入るのではなく、多少砕けた質問から行う予定です。

【副委員長】 若者は39歳までを対象としているのでしょうか。

【委員長】 定義はまだ決めておりません。今後、決めていくこととなります。

【副委員長】 10代から30代まで、年齢の幅が広いと、話す内容に年代によるずれが生じる可能性があります。グルーピングの仕方や、ブレイクアウトの内容を慎重に決めた方が良いと思います。16歳からとなると、高校生も参加する可能性があると思います。



【委員長】 可能性はあります。2週間前、静岡県島田市ではLINEによるオープンチャットを開催し、依頼を送った無作為抽出2,000人のうち30人が参加しました。LINEというツールを使うことで参加しやすく30代をメインに参加されていました。今回も、オンラインなので、30代が多く参加する可能性が考えられます。

【委員】 もし都合が合えば、私も若者オンラインワークショップのお手伝いをさせていただきたいのですが、進行役は進め方が難しいので、事前に進行方法などアドバイスいただきたいです。

【委員長】 進行方法については後日確認しましょう。

【委員】 これは顔出しで行うのでしょうか。

【委員長】 顔出しで行います。

【委員】 高校生にヒアリングする際、若者オンラインワークショップへの参加を促す予定はありますか。

【事務局】 高校生の意見を収集させていただきつつ、若者オンラインワークショップのPRも出来ればと考えていますが、高校の試験後にヒアリング行うため、若者オンラインワークショップの開催に間に合わない可能性が高いです。

【委員】 勢いのある高校生が多い街なので、ワークショップが出来れば面白そうだったのですが、残念です。

【委員】 高校生へのヒアリングは、ワークショップのような形式で行いますか。もしくは、個別に聞き取るのでしょうか。

【委員】 形式については、事務局の方で検討するとは思いますが、生徒5、6人のグループに対してヒアリングする想定です。

【委員】 意見ですが、条例の対象年齢をもう少し絞っていただきたいです。39歳までを対象とすると、条例の目的等がぼやけてしまうように感じます。39歳までを対象とする場合、子どもの保護者も対象となります。本当は親も含めた方が良いとは思いますが、本条例ではどちらに重きを置くのか、基準を定めた方が良いのではないのでしょうか。先に決めておかないと、話が進まない気がします。

【委員長】 今後の検討の進め方ですが、全体の体系を一回り話した後、来年3月までに条例の枠組を固めていく予定です。次回、関係者の役割について話し合えば、丁度一回り話したことになります。

【委員】 本日の話し合いに「子どもの権利」というワードが出てきましたが、子どもの権利となると対象年齢は何歳なのかという話になるのではないのでしょうか。

【委員長】 子どもの権利だけでなく、子ども・若者の権利になるでしょう。

【委員】 子どもの権利には一応条約に基づいた考え方があります。子ども・若者の権利となると、対象が広がりすぎてしまうのではないのでしょうか。

【委員長】 本条例の目的には若者の支援と若者の活躍も含まれています。

【委員】 若者に、30代が含まれるということは、母子家庭を含め様々な支援の必要性が問われてきます。本条例にそこまで踏み込むのですか。

【副委員長】 私も定義は何歳までと早めに明らかにした方が良いと思います。30代を対象にすると親の立場も含まれることになり、それと一緒に子どもの主体性な

どの話をするとなると、焦点がぼやけます。

以前、子ども・若者に関する施策検討懇談会で話し合ったように、貧困やひきこもりに関する課題を抱える若い世代は多く、支援の必要性はあると感じます。しかし、8050問題があるようにひきこもりが長期化しないよう、早期の対応を重点的に行うことが必要ではないでしょうか。

**【委員長】** 確かにそういった選択肢もあると思います。今回の若者オンラインワークショップでは対象年齢を39歳までとしていますが、今後の話し合いで39歳までを対象とすることが難しい場合には、ある程度対象年齢を絞らなければなりません。

しかし、条例をつくる上では、定義を決めてから施策を考えるのではなく、施策の必要性などを検討した上で定義を決めるものです。現在、こういった施策が必要かを話していますが、大体の話がまとまった後に、対象年齢をどの範囲にするかを議論した方が良いと思います。一度、条例の全体像を話し合ってから、しっかりと定義について全員で話し合いましょう。

**【委員】** 児童館や高校にヒアリングをする際、みなさんに子ども・若者とは何歳のことを思い浮かべますかと伺うのはいかがでしょうか。

**【委員長】** 面白いですね。

**【委員】** 社会通念上、若者を39歳までとは捉えにくいのでは。

**【委員長】** 社会通念では20代でしょう。しかし、国や都では政策的意図によって、若者の年齢を徐々に上げ、39歳までとしている場合もあります。

ただ、多摩市の場合は何歳を若者とするのか一度議論すると良いかもしれません。

#### 4 閉会

**【事務局】** 長時間の議論、ありがとうございました。次回、第4回会議は12月2日（水

曜日) の18時から20時、市役所本庁舎3階、301、302会議室で開催を予定しています。御出席のほど、よろしく願いいたします。

【委員長】 それでは、終了と致します。

— 了 —